



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

異性間暴力を防止しよう!!

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正されました!!

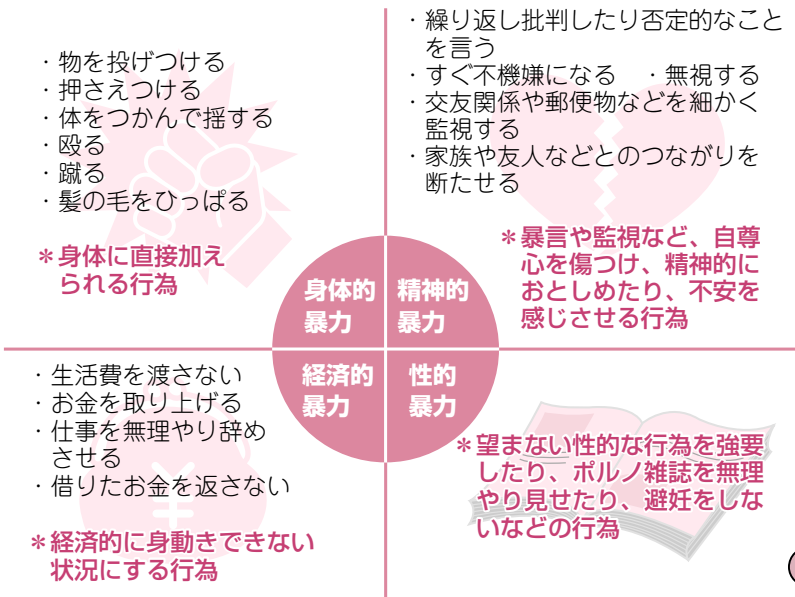
今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力およびその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました（平成26年1月3日施行）。

DV（ドメスティック・バイオレンス）ってなんだろう？

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者同士の間で振られる暴力のことをいいます。

暴力は本質的に理不尽なもので、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うものです。たとえ夫婦の間であっても許される行為ではなく、暴力を振るわれてよい人などいません。

暴力の種類は1つではありません!!



友達や知り合いが困っていたら...

DVは、表に出にくいのが特徴でもあります。また、夫婦げんかで済まされてしまうことも少なくありません。

最近では、中学・高校・大学生の若年層の間でも暴力が起きています。これを『デートDV』といいます。

どんなに親密な関係であっても、暴力を振るう行為は犯罪です。

被害を受けていることを相談することは勇気とエネルギーが必要です。

友達や知り合いが悩んでいたら、「あなたは悪くないよ」などと声をかけ、左記相談窓口を紹介してあげてください。

なぜDVから逃げるできないのか...

<p>1 恐怖感</p> <p>「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から家を出る決心がつかないことがあります。</p>	<p>2 無力感</p> <p>暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。</p>	<p>3 複雑な心理</p> <p>「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていること</p>
<p>4 経済的問題</p> <p>夫の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げるできないこともあります。</p>	<p>5 子どもの問題</p> <p>子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気になり、踏み切れないこともあります。</p>	<p>6 失うもの</p> <p>夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。</p>

デートDVを知っていますか？

若い世代の恋人たちの間で起きる暴力を『デートDV』といいます。

デートDVが起こる背景には、「女だから」「男だから」などの意識や『力の支配』があると言われています。

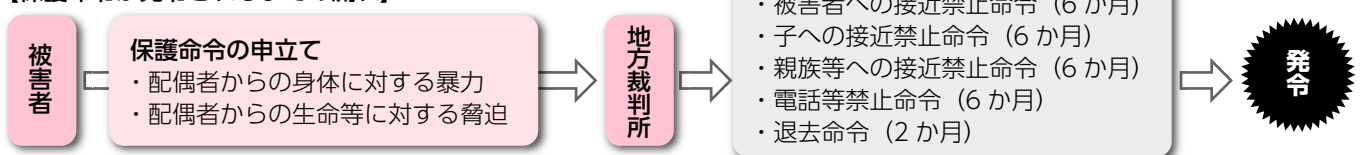
また、恋愛中のため、「所有欲・支配欲」と「愛情」を混同してしまい、「好きだから」という気持ちが先立ってしまいます。

デートDVであることに当人たちは、なかなか気付かないため、周りの人が気付いてあげることが重要です。

保護命令により身の安全を守ることができます!!

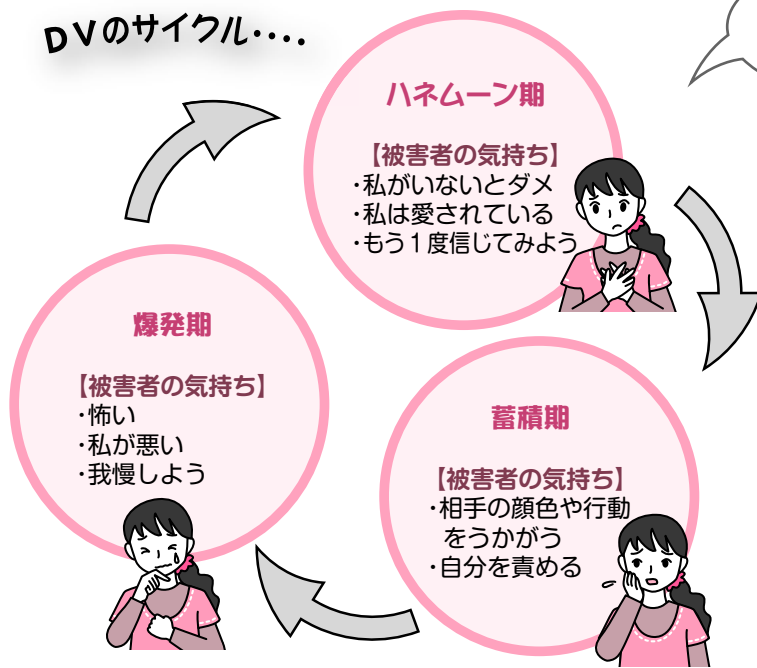
加害者を近づけないために保護命令を申し立てることができます。

【保護命令が発令されるまでの流れ】



保護命令違反に対する罰則：1年以下の懲役または100万円以下の罰金

DVのサイクル...



あなたが怖いと感じたり、不安や辛さを感じたら・・・それは暴力です。

それいゆふらざ(女性センター)ではさまざまなリーフレットを発行しています。市役所および市内公共施設に設置していますので、ぜひご覧ください。



あなたは1人ではありません。ささいなことでも下記相談窓口へまずはご相談ください。

名称	日時	電話番号
▼朝霞市の相談窓口…面接相談 (DV相談は電話相談も可)		
配偶者暴力相談支援センター それいゆふらざ(女性センター) (DV相談)	火～日曜日 午前9時～午後5時(年末年始を除く) ●専門の相談員による相談 毎週火・土曜日 午前10時～午後4時(年末年始を除く)	048-463-2697 ●相談専用 048-463-0356
それいゆふらざ(女性センター) (女性総合相談)	毎週木曜日 午前10時～午後3時(年末年始を除く)	048-463-2697
▼埼玉県の相談窓口…電話相談及び面接相談		
婦人相談センター (DV相談)	月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分 日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時(年末年始を除く) ●面接相談は予約制	048-863-6060
With You さいたま 男女共同参画推進センター (相談事業)	月～土曜日 午前10時～午後8時30分 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く) ●面接相談、専門相談は予約制 インターネット相談 http://www.withyou-saitama.jp	048-600-3800
福祉事務所(女性相談)	月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)	049-283-6800
▼警察…電話相談 (警察署は面接相談も可)		
朝霞警察署 (生活安全課)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	048-465-0110 ●緊急時は夜間対応
犯罪被害者相談センター (相談事業)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	0120-381858
けいさつ総合相談センター (相談事業)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	048-822-9110 または#9110(プッシュホン)
▼その他機関…電話相談		
人権相談		0570-003-110
女性の人権ホットライン	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	0570-070-810
人権相談 (子どものための電話相談)	(祝日・年末年始を除く)	0120-007-110

男女平等苦情処理委員会をご利用ください

市では、朝霞市男女平等推進条例に基づき、男女平等苦情処理委員2人を委嘱しています。

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合や、社会的な慣行等により差別的取り扱いを受けた場合に苦情の申し出をすることができます。

詳しくは、市内各公共施設に備え置いている男女平等苦情処理委員パンフレット(苦情申出書付き)または市ホームページをご覧ください。それいゆふらざ(女性センター)までお問い合わせください。

問/それいゆふらざ(女性センター) ☎463-2697